

目次

一頁 … 会長ご挨拶、第一税理士協議会とは

二頁 … 税理士法改正に関する意見案に対しての反対意見



発行所
第一税理士協議会
 東京都千代田区九段南4-4-1
 〒102-8264 公認会計士会館
 電話 03(5226)3364
 発行人 小島 昇

以下、当協議会(以下、当協議会)という)では、副会長をさせていただいておりました。が、本年六月の定期総会におきまして会長に就任いたしました小島と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

この機会に、当協議会の意義と活動について述べさせていただきます。たいと思ひます。

当協議会は、昭和四十四年に発足以来、税理士登録している公認会計士のために税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図ってまいりました。幸い、諸先輩のご努力により税理士会の中でしっかりと存在感を表しております。

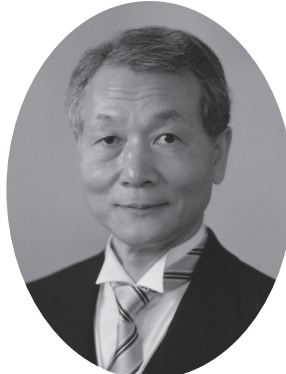
しかしながら、公認会計士である税理士の抱える問題は残念ながらまだまだ多く残されておりに、下記の施策が重

要であると考えております。

一 東京税理士会、東京地方税理士会、関東信越税理士会、千葉県税理士会の税理士のうち、公認会計士の資格を兼ねる会員は四千名を超えています。その団結が重要です。そのため、上記税理士会以外の会員とも連携しながら会員募集活動に力を入れたいと思ひます。

二 日税連では、税理士法改正案として、隣接職種に対する能力担保措置として公認会計士、弁護士に一部科目試験合格を義務付けることを提案しています。これは、われわれにとつてまったく受け入れられないことであり、全力を挙げてこの項目の税理士法改正案からの削除を要求いたします。

三 現在、CPE単位は



ごあいさつ

第一税理士協議会

会長 小島 昇

税理士会と公認会計士協会との間で全面的には共通化されています。これを早急に共通化させるべきと考えます。

上記のうち、特に税理士法改正問題は、われわれにとつて極めて大きな問題です。そこで、この問題について少し考えてみましょう。

日税連は、「弁護士・公認会計士に対しては、能力担保措置として、弁護士は会計学に関する一科目に、公認会計士は税法に属する一科目に合格することを原則とする。」ことを、税理士法改正に関する意見に掲載しています。この意見は、次の理由から、税理士会の立場からしても容認できないものです。

① 税理士は、わが国唯一の税務に関する専門家として納税者の信頼に依ることを使命としています。すなわち、税務に関する相談等は税理士しか認められておらず、そのため納税者にとつては身近な

できる税理士でなければならぬにもかかわらず、無用にその人数を絞るような規制強化の改正は、利用者(納税者)の税理士に対する信頼を傷つけることになります。

② 公認会計士はその資格試験において税法の合格を義務付け、その難易度においても税理士試験に劣るものではありません。また、合格後の実務補修制度でもかなりの時間の税法の研修および修了試験を義務付けています。したがって、改正案はその論拠を欠いています。

③ 税理士会にとつて、業際問題に発展しかねない改正項目を持ち出すことは、せっかく会計士(の業務)第二項を改正し、税務に関する業務を含むことを明記することとなるでしょう。このような応酬は無用な混乱を招くことになりかねません。一般の税理士はこのよう

以上、上記のように能力担保措置が付けられた場合、公認会計士業界では、公認会計士法においてドイツや韓国と同様に第二項(公認会計士の業務)第二項を改正し、税務に関する業務を含むことを明記することとなるでしょう。このような応酬は無用な混乱を招くことになりかねません。一般の税理士はこのよう

以上、上記のように能力担保措置が付けられた場合、公認会計士業界では、公認会計士法においてドイツや韓国と同様に第二項(公認会計士の業務)第二項を改正し、税務に関する業務を含むことを明記することとなるでしょう。このような応酬は無用な混乱を招くことになりかねません。一般の税理士はこのよう

以上、上記のように能力担保措置が付けられた場合、公認会計士業界では、公認会計士法においてドイツや韓国と同様に第二項(公認会計士の業務)第二項を改正し、税務に関する業務を含むことを明記することとなるでしょう。このような応酬は無用な混乱を招くことになりかねません。一般の税理士はこのよう

以上、上記のように能力担保措置が付けられた場合、公認会計士業界では、公認会計士法においてドイツや韓国と同様に第二項(公認会計士の業務)第二項を改正し、税務に関する業務を含むことを明記することとなるでしょう。このような応酬は無用な混乱を招くことになりかねません。一般の税理士はこのよう

『第一税理士協議会とは』

第一税理士協議会は、税理士登録をしている公認会計士により、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために設立された団体です。

当協議会は、昭和44年3月に設立(当初は第一東京税務研究会と称し、昭和50年6月の定時総会において会則を変更して正式会名を第一税理士協議会と改称)され、設立当初より「公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税務業務ができるように法改正に努力する」を念頭に税理士登録をしている公認会計士の団体として、歩調を同じくする近畿税務研究会(近畿3会で税理士登録をしている公認会計士の団体)と呼応して商法改正問題に取り組み、公認会計士たる税理士の立場から職業会計人の社会的地位の向上を目指して活動して参りました。

また、東京税理士会の活力ある正常な運営を図るため「自由加入制の一局複数会制度の実現」に向けての活動も行つて参りました。

今般の税理士法改正に関しても、公認会計士の一員として日本公認会計士協会の活動を支援すると共に、公認会計士たる税理士の立場から、公認会計士が当然に税務業務ができることの正当性をアピールして参ります。

一方、会員の資質向上を図るため、会員向けの研修会(日本公認会計士協会東京会の会員は参加可)を随時開催し、時宜に適ったテーマを取り上げて研修を行っております。

当協議会は、基本方針として次の5項目を掲げており、今後も公認会計士と税理士の共存共栄並びに職業会計人の社会的地位向上のために活動を続けて参ります。また、その推進のためにも志の同じ仲間を多数、会員として募っていく所存です。

〈基本方針〉

1. 税理士会における指導的立場の確立
2. 公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
3. 自由加入の一局複数会制度の実現
4. 公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
5. 会社法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

日本税理士会連合会が取り纏めた「税理士法改正に関する意見(案)」に対して、日本公認会計士協会は九月八日に日税連へ意見書を提出した。この意見書の全文は、日本公認会計士協会のウェブサイト(第三五二号)でも反対意見を紹介している。

また、日本公認会計士協会東京会(東京CPEAニュース(第六四三号))においても、日税連へ提出した反対意見の概要を紹介している。

第一税理士協議会は、日本公認会計士協会の意見を全面的に支持するとともに、CPEA政連ニュースの記事を次頁に掲載して、会員の参考に供する。

税理士法改正に関する意見(案)について

日本税理士会連合会が取り纏めた「税理士法改正に関する意見(案)」に対して、日本公認会計士協会は九月八日に日税連へ意見書を提出した。この意見書の全文は、日本公認会計士協会のウェブサイト(第三五二号)でも反対意見を紹介している。

また、日本公認会計士協会東京会(東京CPEAニュース(第六四三号))においても、日税連へ提出した反対意見の概要を紹介している。

第一税理士協議会は、日本公認会計士協会の意見を全面的に支持するとともに、CPEA政連ニュースの記事を次頁に掲載して、会員の参考に供する。

公認会計士に税法科目の追加は必要ない

日税連は、「公認会計士が税理士となる際に、税法に属する科目に合格すること」を求めています。日本公認会計士協会は、これはまったく検討するに値しないものとして、反対意見を発表しました。公認会計士はもちろん、関係団体にその内容をご理解いただきたく、ここに日本公認会計士協会の反対意見を紹介します。

日税連「税理士法改正に関する意見(案)」に対し、日本公認会計士協会が反対意見を表明

日本税理士会連合会が平成22年5月31日付で取りまとめた「税理士法改正に関する意見(案)」(以下「意見(案)」という。)の「Ⅱ改正要望項目2. 税理士の資格取得に関する規定(1) 税理士の資格」において、「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする。弁護士・公認会計士(以下「隣接職種」という。)に対しては、能力担保措置として、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とする。」との方向性のもと、税理士法第3条及び第8条の改正案を提案している。

日本公認会計士協会(以下「協会」という。)は、この提案に下記の理由から反対する。

1. 税務業務の位置づけと公認会計士がその担い手であることの相当性

公認会計士は、財務書類の監査証明業務を中核業務とする会計・監査の専門家である。税務業務は、会計領域と法的領域の接点にある業務であり、また、税務会計は会計領域の重要な一部分である。したがって、公認会計士は当然に税務業務の担い手であると認識され、それ故に、公認会計士試験においては従来から租税に関する科目の受験が必須とされている。

また、諸外国の例を見ても、税理士制度を有しない多くの先進諸国にあっては、公認会計士及び弁護士が税務業務の担い手となっており、また、税理士制度を有しているドイツや韓国においても、税務業務を公認会計士と弁護士の業務として、それぞれの資格者を規制する法律において規定されている。

これらのことは、公認会計士が当然に税務業務の担い手であると位置づけることの証左である。

意見(案)における提案は、税務業務の必然的な担い手に係る考え方及び国際的な趨勢に合致しないものであり、到底容認できない。

2. 税理士法制定時の趣旨に基づき公認会計士が税務の専門家であることの適格性

昭和26年の税理士法制定に先立って発表された第2次シャープ勧告では、「弁護士及び公認会計士は、現在及び将来を通じて、人物試験以外の試験を受けることなく、税務当局に対して納税者の代理

をなすことを、認められるであろう。彼等の専門的資格は、それぞれの専門的地位を得たことよって、一般的に証明済であるから、更に資格試験をすることは必要でない。税の部面における特殊の経験はないかもしれないが、その専門的地位にあることよって、彼等は、納税者の有能な代理人として必要な知識をもつことになるであろうということが予想される。」と明示されている。これを受け、税理士法制定の際の立法担当者の趣旨説明においても、「税理士となる資格を有する者としては、まず弁護士、公認会計士が適当であると考えられ、これに加えて税理士試験に合格した者：」として、税理士試験合格者に先行して、公認会計士及び弁護士に税務における専門家としての適格性を認め、以来、その趣旨に則った制度運営がなされている。

意見(案)における提案は、こうした税理士法制定以来の立法趣旨に反するものであり、到底容認できない。

3. 公認会計士が税務サービスを提供可能な専門家であることの資質の確認とその資質向上のための継続的な研修の実施

税理士試験を合格した税理士は、合格した税法科目についてのみ税務サービスの提供が許されているわけではなく、すべての税務サービスを提供することができる。これは、専門家としての資質が一定水準以上であることが試験により確認され、その後の研修や実務を積むことよって、国民の期待する税務サービスの提供が可能であると考えられているからである。

公認会計士及び弁護士は、同様な意味において専門家としての資質について制度的に確認済みである。すなわち、公認会計士については、公認会計士試験において必須試験科目として租税法を受験し、また、公認会計士試験合格者は、監査法人等で監査実務の経験を積むとともに、協会が実施する実務補習において、相当な税務科目の研修を修了し、その成果が修了審査で確認されている。さらに、公認会計士には、法律に基づき、年間40時間の継続的専門研修が義務づけられており、その中で、法人税等の租税科目を受講し、改正税制にも適切に対応してきている。

意見(案)では、公認会計士及び弁護士に税理士試験の税法又は会計の科目のうち1科目の合格を求めているが、このような能力担保措置を講ずることにより、どのような効果を期待しているのかは明らかにされていない。

国民が公認会計士及び弁護士に期待する税務サービスは、意見(案)で提案する能力担保措置による税法又は会計科目の合格科目に基づくサービスではなく、公認会計士及び弁護士として培った専門知識、実務経験に基づく税務サービスである。

意見(案)における提案は、税理士制度創設以来提供されてきたこのようなサービスが、社会において受け入れられている実態を考慮したものではなく、到底容認できない。

4. 隣接職種の資格者に対する能力担保措置を講ずる必然性

現行法のもとでの能力担保措置に弊害はない。法律改正を求めないのであれば、現行法のもとでの弊害の立証が必要かつ不可欠である。

意見(案)の「Ⅱ 改正要望項目 2. 税理士の資格取得に関する規定(1) 税理士の資格(理由) 隣接職種の資格者等に対する能力担保措置」では、「司法制度改革や監査の充実・強化の要請による公認会計士制度改革が行われてきている一方で、税理士の資格取得制度については長年にわたり見直しが行われていないこと、並びに隣接職種の資格者が無条件で税理士資格を付与され税理士業務に参画することが問題であるとしているが、税理士登録をした公認会計士が税理士業務を行ったことによる事故・事件が頻発している等の弊害を指摘しているわけではない。」

上記1.乃至3.で述べたとおり、公認会計士は、税務業務の担い手としての相当性、適格性を有し、また、その資質の確認がなされている。現行法のもとで弊害がなく、法律改正が国民の利便・利益に適わないにも関わらず、能力担保措置が講じられているこうした隣接職種の資格者に新たな障壁を設け、競争を制限しようとする提案は、到底容認できない。

5. 公認会計士が税務サービスを提供することによる国民のニーズへの対応

国民の望む税務サービスの内容は多種多様であり、その内容にしがたい適切な報酬のもとで幅広く提供されることが望まれ、税務サービスが現在よりも制限されるのであれば、国民の利便性は低下する。

公認会計士及び弁護士は、それぞれの専門分野を生かして多種多様な税務サービスを提供することが可能であり、彼らのバックグラウンドを活かした税務サービスは、国民のニーズに応えるものである。したがって、両者の税務サービスの提供に制限を課すことは国民の視点に立つものではない。

意見(案)冒頭の「◇本意見(案)の取りまとめの経緯について」に記載されている「法律の改正を議論する際には、国民の利便、利益、安全等に適うものであること等、あくまで国民・納税者の目線に合った議論が行われることが肝要である。」とする主張と相容れない意見(案)における提案は、到底容認できない。

以上